

東大阪市ファミリー・サポート・センター

Q&A、補償制度 様式集

2024年1月

もくじ

- 1、 依頼会員からの質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2、 援助会員からの質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3~4
- 3、 ファミリー・サポート・センター補償制度・・・・・・ 5
- 4、 書類 記入見本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6~10
- 5、 退会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 6、 退会届

1. 依頼会員からの質問

No.	質問	回答
1	依頼会員は、複数の援助会員を紹介してもらえますか？	原則1人を紹介します。但し、希望する全ての援助活動を1人の援助会員で行うことが難しい場合は、事前打ち合わせ終了後に、別の援助会員を紹介することができます。
2	依頼会員は、事前打ち合わせ票を毎回作成するのですか？	複数の援助会員と事前打ち合わせをする場合は、その援助会員の人数分が必要です。またつぎのような場合は、子ども同席のうえ、再度事前打ち合わせをしてください。 ・前回、打ち合わせに同席していない子どもの場合 ・子どもの成長に伴い、前回と食事や過ごし方などが大きく変わった場合
3	事前打ち合わせに、保険は適用されますか？	適用されます。
4	預かってもらってから、時間の変更はできますか？	援助会員の承諾があれば、可能です。
5	センターが閉まってから予定変更が決まった場合は？	センター閉所後は、留守番電話、FAX またはメールで連絡してください。保険が適用されます。
6	知人が援助会員をしています。その方に援助活動を依頼できますか？	センターを通して紹介できます。
7	病中に預かりはしてもらえませんか？	病中（回復期を含む）は、子どもの症状の急変に伴う対応が必要になることが考えられますので、援助活動は行っていません。 また、学級閉鎖時、および家族が感染症などにかかっているときは自粛してください。
8	依頼会員から両方会員になるには？	援助会員養成講習会を受講していただきます。

9	依頼していた時間よりも、短い時間の援助活動になりました。利用料はどうなりますか？	事前にわかっている場合は、必ず援助会員とセンターにご連絡ください。当日、結果的に時間が短くなった場合は、実際の援助活動時間を基準にお支払いください。
10	家事援助もお願いできますか？	できません。
11	退会の手続きはどうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> • 他市へ転居、援助活動が不要になったなどの理由で退会を希望される場合は、本冊子巻末の「退会届」の提出が必要です。必要事項を記入し、会員証を添えてセンターへ郵送か持参してください。 • 事前打ち合わせをして全ての援助会員に連絡し、「事前打ち合わせ票」の返却、または破棄を依頼してください。

2. 援助会員からの質問

No.	質問	回答
1	援助会員の家族が、子どもの預かりや送迎をしてよいのですか？	援助会員として登録していない方は、援助活動ができません。
2	おやつ、食事を提供した場合の料金はどうなりますか？	<ul style="list-style-type: none"> • 缶ジュースや菓子など料金がはっきりしているものは、領収書をとっておき、その金額を請求してください。 • 食事など、1人分の金額が計算しにくい場合は、事前打ち合わせの時に、会員同士で話し合って決めて下さい。 <p>※子どもの成長に合わせ、適宜料金の見直しをしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 請求できるのは、事前打ち合わせで依頼会員におやつ、食事の提供を頼まれた場合のみです。 <p>※子どもにアレルギー疾患がある場合がありますので、独自の判断で提供しないでください。</p>
3	2組の家庭の援助をしています が、時間が重なった場合、預かり をしてもよいですか？	原則1対1での援助活動をお願いしています。
4	事前打ち合わせをしましたが、依頼 がありません。	依頼会員は、急な残業や電車の遅延などで、いざというときをお願いできることを大変心強く思われています。援助活動に結びつかないこともありますが、ご理解ください。
5	援助活動をしたことがありません が、交流会やフォローアップ研修 に参加しなければいけませんか？	援助活動の有無に関係なく、皆さんが楽しめる交流会や、日常生活にも役立つ研修会を企画しています。会員同士の交流をきっかけに援助活動が始まることもありますので、是非ご参加ください。
6	依頼会員には、「雇用主」のよう な対応をする人がいて残念です。	援助活動が2年以上ない方には、援助活動の前に1時間ほどの講習を受けていただくようお願いしています。 子どもの預かりや送迎の注意点、援助の流れなどを説明します。また、講習会の再受講も可能です。

7	退会の手続きはどうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none">• 他市へ転居、援助活動ができなくなったなどの理由で退会を希望する場合は、本冊子巻末の「退会届」の提出が必要です。必要事項を記入し、会員証を添えてセンターへ郵送か持参してください。• 事前打ち合わせをした全ての依頼会員に連絡し、「事前打ち合わせ書」の返却、または破棄について相談してください。
---	--------------------	---

3. ファミリー・サポート・センター補償制度

「ファミリー・サポート・センター補償保険」の目的

トラブル防止のため、会員になると自動的に「会員傷害保険」・「賠償責任保険」・「依頼児童傷害保険」「研修・会合傷害保険」の4つの保険に加入することとなります。この保険料は、ファミリー・サポート・センターで負担いたします。

◆会員傷害保険

援助会員が、ファミリー・サポート・センターの紹介による保育サービス（援助活動）の提供中や、保育サービスを提供するために、自宅と保育を受ける子ども宅や保育所（園）等の往復の途上（自宅との通常の経路）において、傷害を被った場合に補償するものです。

◆賠償責任保険

会員が、保育サービス提供中に、監督ミスや提供した飲食物などが原因で、子どもや第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の損害責任が生じた場合に負担する賠償金などを補償するものです。

注：会員が運転する自動車・バイク等による事故については、賠償責任保険の対象にはなりません。

◆依頼児童傷害保険

依頼児童の子どもが、保育サービスを受けている間に、急激かつ偶然な外来な事故によって傷害を被った場合に、サービス提供会員（援助会員）の過失に有無に関わらず、補償するのものです。

◆研修・会合傷害保険

ファミリー・サポート・センターが主催する会合開催中、会合会場への往復途上（自宅との通常の経路）において、傷害を被った場合に補償するものです。

【お見舞金制度】

- ・ 依頼会員の子どもが援助会員宅で物を壊した場合
 - ・ 援助会員の家族が依頼会員の子どもにケガを負わされた場合
 - ・ 援助会員、依頼会員の子どもが熱中症にかかった場合、等に適用されます。
- ただし、ケースによっては適用されないこともあり、限度額もあります。

5. 退会について

市外転居した等、会員の条件を満たさなくなった場合は、以下のことに注意して退会の手続きを行ってください。なお、退会届を提出されなければ退会にはなりません。

●全会員

退会届に必要な事項を記入し、会員証を添えて、郵送または直接センターまで提出してください。

※会員証を紛失した場合は、退会届の空いているところに「会員証紛失」と記載すること。

●依頼会員、両方会員

- ・事前打ち合わせを済ませている援助会員に、退会の旨を連絡し、「事前打ち合わせ票」の処分方法について話し合ってください。
- ・中学生以上の子どもは、援助活動対象外です。センターより書面にて連絡後、自動的に退会の手続きを取ります。
※この場合に限り、退会届は必要ありません。

●援助会員・両方会員

- ・事前打ち合わせを済ませている依頼会員に、退会の旨を連絡し、「事前打ち合わせ票」の処分方法について話し合ってください。

退会された会員の「入会申込書 兼 登録書」はファミリーサポートセンターでシュレッダー処理します。

様式第3号

年 月 日

東大阪市ファミリー・サポート・センター 退会届

社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会

会 長 吉 邨 幸 雄 殿

下記の理由により、退会いたしますので、会員証を添えて提出いたします。

会 員 氏 名	
会 員 区 分	1. 依頼会員 2. 提供会員 3. 両方会員
会 員 番 号	
入 会 日	年 月 日
退 会 希 望 日	年 月 日
退 会 理 由	1. 援助が必要なくなったため 2. 援助ができなくなったため 3. 会員の要件に当てはまらなくなったため ・市外へ引っ越し ・市外へ職場移動 4. その他 〔 〕